

令和4年6月16日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎大石委員長 御報告いたします。

森田委員、三石委員、桑鶴委員、黒岩委員から病気のため、本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件はお手元にお配りしております付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、採決は、21日火曜日の委員会で行うこととし、その後、委員長報告の取りまとめについても協議していただきたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎大石委員長 最初に、総務部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎徳重総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分2件について、御報告を申し上げます。

1件目は昨年3月20日土曜日に、文化生活スポーツ部の職員が私用で自家用車を運転中に交通事故を起こしたものでございます。職員は、前方左右を注視して進行すべき自動車運転上の注意義務を怠り、自車を対向車線に進出させ、対向車と衝突し、運転していた方に加療約3か月間を要する傷害を負わせております。この職員に対し、6月7日付で戒告の懲戒処分としたところでございます。

次に2件目でございます。2件目も1件目と同じく、公務外での人身事故によるものでございます。昨年8月6日金曜日に、農業振興部の職員が私用で自家用車を運転中に交通事故を起こしました。職員は赤信号を見落として、漫然と交差点内に侵入し、その際同交

差点を進行中であった原動機付自転車と衝突し、運転していた方に全治約2か月間を要する傷害を負わせております。この職員に対し、6月7日付で減給10分の2、2か月間の懲戒処分としたところでございます。

このたびの職員の交通事故により、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、被害者の方をはじめ、議会、県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、このような事故を起こさないよう、交通法規の遵守と交通事故の防止につきまして、改めて全庁に周知したところでございます。いま一度職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにし、県政に対する県民の皆様からの信頼を回復するよう努めてまいります。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、総務部の議題につきまして、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明申し上げます。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページ目、令和4年度6月補正予算案の編成の概要についてを御覧ください。

まず下の(2)歳出の表でございますが、一番下の総計(1)+(2)の行の中ほど、補正額Bの欄を御覧ください。総額で41億4,374万4,000円の増額補正となっております。歳出の内訳といたしまして、(1)経常的経費が31億1,500万円余りとなっております。このうち、その他が29億2,300万円余りとなっておりますが、これは、昨年度のG o T o イートキャンペーンの後継となります。「食べて！飲んで！高知家応援キャンペーン」にかかる経費や、連続テレビ小説「らんまん」を生かした博覧会に向けた市町村などへの支援、農業者や水産業者に対する燃油の購入経費への補助などでございます。

また(2)の投資的経費が10億2,700万円余りとなっております。これは新分野への事業展開を図るための設備投資や、省エネ及び生産性向上を図るための設備投資に対する支援などでございます。これらの歳出を賄う上の表の歳入でございますが、(1)一般財源につきましては、財政調整基金を4,000万円余り取り崩すこととしております。中ほど、中段の(2)特定財源につきましては、41億300万円余りとなっております。このうち、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、39億400万円余りとなっております。以上が補正予算全体の概要でございます。

次に総務部関連の議案でございます。資料は、お手元の右上に③と書いてございます高知県議会定例会議案(条例その他)をお願いいたします。目録を御覧ください。総務部からは条例議案として、第2号から第7号までの6件の条例議案と報第1号及び第2号の2件の報告議案を提出させていただいております。議案の詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に報告事項でございます。資料はお手元の資料のうち総務部という青いインデックスが貼ってあります、総務委員会資料報告事項という資料になります。

今回御報告いたしますのは冒頭で御説明いたしました、人事課からの職員の懲戒処分についての2件でございます。詳細につきましては後ほど人事課長から御説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の状況としまして、総務部に关します本年3月11日から6月15日までの開催状況につきまして説明をさせていただきます。資料は最初に御覧いただきました議案補足説明資料のうち、審議会等という赤色のインデックスをお開きください。

まず高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、令和4年3月25日及び5月20日に開催をいたしました。なお諮問案件はございませんでした。

次に、高知県行政不服審査会でございます。本件につきましては令和4年3月22日、4月28日及び5月26日に開催いたしまして、諮問案件3件について審議し、うち1件は答申が決定され、2件は審議を継続することとなっております。

次に高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、令和4年3月28日、5月10日、5月19日及び5月31日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議し、2件とも審議を継続することとなっております。

次に高知県個人情報保護制度委員会でございます。本件につきましては、令和4年6月7日に開催いたしまして、諮問案件3件について審議し、いずれも答申が決定をされております。

次に、高知県職員倫理審査会でございます。今回6月1日に審査会を開催し、令和3年度分の贈与等の状況について審議していただきましたが、委員の方からは特に問題とする意見はございませんでした。関連資料といたしまして、次のページから贈与等報告書の件数等を添付しておりますので御参照いただければと思います。

最後に、自治紛争処理委員会議でございます。今期につきましては、令和4年3月14日及び3月25日の2回開催いたしまして、地方自治法に基づく審決の申請のありました事案について、意見書案の審議を行い、委員から出された意見を踏まえまして最終の意見書を決定したものでございます。主な審議会等の状況につきましては以上でございます。私からの総括説明につきましても以上でございます。

◎大石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

《行政管理課》

◎大石委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 それでは、第2号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明させていただきます。議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の資料をお開きください。

まず、1改正の趣旨でございますが、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、下の米印の3つの法律、いわゆる民間の育児介護休業法、国家公務員の育児休業法、地方公務員の育児休業法について改正が行われております。この改正により、育児休業の取得回数の制限の緩和等が実施されますことから、国家公務員等に準じまして、必要な改正を行おうとするものでございます。

2主な改正内容を御覧ください。常勤職員と非常勤職員に分けて御説明をいたします。まず(1)の常勤職員の育児休業につきましては、中ほどのイメージ図ですが、今回の法及び条例改正によりまして、上段の現行では、出生後8週間以内に1回、それ以外に原則1回の取得が可能であったものを、下段の改正後のとおり、それぞれ2回まで取得を可能とするものでございます。

次に(2)非常勤職員の育児休業につきましては、ア取得回数につきましては、常勤職員と同様の改正を行うものでございます。次のイは、出生後8週間以内の育児休業の取得要件について緩和するものでございます。これまで、非常勤職員、主に本県では会計年度任用職員になりますが、上のイメージ図のような育児休業を取得する際には、いずれの場合も子が1歳6か月に達する日まで任用される可能性があることが要件となっておりましたが、今回の改正によりまして、図の左側でございますが、子の出生後8週以内の育児休業につきましては、子の誕生日から起算して8週間届く月を経過する日まで、つまり出生後、約8週間任用される可能性があれば、取得可能となりますよう任用期間の要件を緩和しようとするものでございます。次のウは、1歳以降の育児休業を柔軟に取得できるようにするものです。具体的には、これまで職員が、子の1歳以降に育児休業を取得する際、子の1歳到達日の翌日から育児休業をスタートさせる必要がありましたが、今回の改正により、配偶者がこの1歳到達日の翌日から育児休業している場合、職員は1歳3か月の時点からでも取得可能となるなど、夫婦が交代して育児休業を取得することを可能とするものでございます。

次に3施行期日につきましては、法改正の施行日と合わせ、令和4年10月1日としております。これらの改正と併せまして、引き続き、職員が仕事と家庭生活を両立できますよう、育児休業等を取得や取得しやすい職場環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 今回の育休の改正で、子育て支援とか、国を中心としての少子化対策が広がっていくかなという思いで聞いてました。実際施行されて、対象となる職員の皆さんへの周知とか、総務部として、そういった部分での工夫をお聞かせ願いますか。

◎寺村行政管理課長 今回の条例改正が行われましたら、まず職員の皆様に、具体的に周知してまいりたいと思います。まずは条例改正につきまして、通知文書で周知をすること、

併せてこれまでも、例えば男性職員に、お子さんが生まれたという話がありましたら、所属長と職員の面談の場面のときに、今回の条例改正の内容をもっと具体的に、より取得しやすい説明をするなど、職員の皆様にできる限り知っていただいて、取りやすいような周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

◎上田（周）委員 以前にも本会議で、知事の、職員の皆さんの育休の取得率が向上するというお話もたしか記憶してありますが、ぜひ積極的に工夫して取得率を上げるように頑張ってくださいと思います。

◎塚地委員 育児休業を取りやすく改善される点は、とても歓迎するんですけど、組合との協議は、この条例改正をするに当たってどんな状況だったんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 今回の件につきまして、組合にもこういう条例改正をするということをお話はさせていただいてます。組合からは、要件が緩和されるということなので、特に交渉等という話はございませんでした。

◎塚地委員 育児休業を取りたいけども取れないっていうことの一つの理由に、収入が6割になる問題があって、長くなるのはありがたいんだけど、やっぱり実生活を考えたときに、なかなか取りづらいような現状はあると思うんですけども。今回、全体で8月までいけることにはなるんですけども、本当にそれがちゃんと使えるようになる裏づけは必要なんじゃないかなと思うんですけど。そこら辺りは、国の議論ですとか、何か取りやすくする条件、環境が整えられているようなものが一緒に出されてないんでしょうか。

◎寺村行政管理課長 今回の改正に合わせてはございませんが、常勤職員、非常勤職員とも、現在育児休業をとった場合に無給にはなるんですが、手当金として180日以内までですと67%の手当金が出るようになってます。実際それは、掛金の控除等もなくなりますので、実質的には8割程度の収入が確保されることとなっております。例えば一つの例ですけども、1月間丸々その月を取れば、収入が8割まで落ちることになるんですけども、例えば2週間ちょっと間をあけて、分けますと、ひと月当たりの収入減ももう少し緩和もされたりですね、収入面からいっても取りやすくなるのではないかと考えております。

◎塚地委員 先ほど周知のお話もありましたけど、今までにない取りやすさもアピールをしていただいて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

《職員厚生課》

◎大石委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎北村職員厚生課長 第3号議案、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。改正内容につきましては、補足説明資料で説明をさせていただきます。青インデックス議案補足説明資料の赤いインデックス、職員厚生課のページ

を御覧ください。

今回の改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応した、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行によりまず国家公務員退職手当法の一部改正等を考慮し、失業者の退職手当の支給期間の特例の追加等を行うとともに、職業安定法の引用規定を整理しようとするものです。条例の改正の趣旨については先ほど御説明したとおりでございますが、まず最初に条例に関係します、失業者の退職手当について御説明いたします。参考を御覧ください。地方公務員については、雇用保険法の適用が除外されているため、民間労働者のように、失業等給付を受給することができません。しかしながら、図の右の米印にありますように、懲戒免職等で退職手当が支給されない、または一部支給されるものや、勤務年数が短く一般の退職手当の額が少ないもので、公共職業安定所を通じて求職活動を行っている場合には、退職手当条例第10条に基づき、雇用保険の失業等給付額と一般の退職手当額との差額相当分を、失業者の退職手当として支給することとしています。この失業者の退職手当を支給した実績としましては、過去10年間で、5件のみでございます。

次に、条例改正の内容を御覧ください。まず①ですが、今回の国家公務員退職手当法の改正により、失業者の退職手当の受給資格者は、事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を、失業者の退職手当の支給期間に算入しないとする特例が設けられるため、条例においても同様に規定を改正するものです。

改正内容②は、同じく今回の国家公務員退職手当法の改正により、失業者の退職手当について、心身の故障等の特定退職者であって、雇用機会が不足する地域に居住する者に職業指導が行われる場合に、手当の給付日数を延長するという給付に関する暫定措置が、平成34年3月31日以前に退職した職員から、令和7年3月31日以前に退職した職員に拡張されたため、条例においても同様に規定を改正するものです。

改正内容③は、職業安定法について、引用規定の整理を行うものです。日につきましては、改正内容①については令和4年7月1日から、②については公布の日から、③については令和4年10月1日からとしております。説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、職員厚生課を終わります。

《財政課》

◎大石委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 2件ございます。まず1件目です。令和4年度一般会計補正予算について御説明いたします。右上に②と書かれました議案説明書の3ページをお開きいただけれ

ばと思います。12款繰入金でございますけれども、これは先ほど総務部長から説明いたしました6月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するため、繰入金として4,000万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正に関しては以上でございます。

続きまして、2件目です。右上に③と書かれました条例その他議案の28ページをお開きいただければと思います。こちら令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分の報告になるものでございます。こちらの3月31日付で行った専決処分に係る内容でございます。歳入の補正のみとなっておりますけれども、地方譲与税ですとか、地方交付税につきまして、それぞれの額の確定に伴い補正したもので、例年3月に専決処分を行っているものでございます。主な内容ですけれども、まず、3款の地方譲与税が4,700万円余りの減となっております。また5款の地方交付税は5億2,200万円余り増額するといった補正を行っております。その結果、総計では4億7,400万円余りの増額となっておりますので、こうしたことから12款の繰入金において、同額の減債基金の取崩しを取りやめたというものでございます。財政課の説明は以上で終わらせていただきます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 予備費のことについて、お聞きをしたいんですが。今年度9億4,000万円、予備費が経常歳入歳出予算に計上されてます。予備費の充当状況を、分かればお答えいただきたいと思います。

◎中島財政課長 予備費の充当状況でございますが、今手元にないですけれども。ごく僅かですが使用している状況でございます。

◎上田(周)委員 予備費については、財政法24条、地方自治法の217条に一般会計は予算化しなければならないという法律があります。その中で、令和4年度は9億4,000万円。多分、コロナとか予見しがたい分で計上されていると思いますが、御案内のように予備費については、結局議会が認定しても、その後どういった科目へ充当されたのか、なかなか分かりづらいことがあります。そんな中で、財政課長として、今の高知県の一般会計の5,000億円オーダーで適当な額か、予備費に対する考え方はどんなふうにとらえられているのか。というのが、国会でも、憲法に定められてます財政民主主義の観点から、予備費については、見えづらい部分があるので、いかがなものかというやりとりが、先般の予算委員会でもあってまして、そういうこと含めて、その予備費に対する考え方をお聞きしたいと思っております。お願いします。

◎中島財政課長 今回の9.4億円につきまして、規模をどのぐらいにするかというときに、昨年度の執行状況を踏まえて、緊急的な事態に対応するために、この程度の規模が必要だろうということで、そういう意味で規模としては適正な規模にする必要があるという大前提の下、計上させてもらっているものでございます。また併せて御指摘いただきました使

途の部分ですけれども、分かりやすく使途も御説明していくかっていうところは、いろんな指摘もありますので、そういうところを意識していきたいと思っております。

◎上田（周）委員 予備費につきましては、決算の段階で、充当状況が分かりやすいように。要請ということで、よろしく願いをいたします。

◎徳重総務部長 予備費は、先ほど上田委員からもお話のあったとおり、当然法律の範囲内で認められたものを、我々としては、当然金額についてもこれまでは非常に抑制的に計上させていただいたと思います。ただ今回、昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症対応ということで、機動的な歳出であったりとか、特に給付金などでは、やはり当初予定していたときよりも、多くの申請者の方々がいらっしゃって、財源として緊急的に必要になってくる部分もありましたので、そういった場面では、必要最小限の範囲内で予備費を活用させていただいてたところでございます。昨年、一昨年の金額も踏まえて、従来の予備費の金額から、令和4年度当初予算では少し多く予備費に計上させていただいたところでございますので、その使途については、もちろん決算特別委員会などで、御質問いただければ、しっかりと御答弁をさせていただきたいと思っておりますし、ただ、決算の資料の中では、当然溶け込んでくるものでございますので、どのようなお示し方ができるかというのは、御要請ということではありますけれども、少し考えてやっていかないといかんかなと、ちょっとそういう思いを抱いたところでございます。

◎上田（周）委員 私も役場で財政担当をしてましたので、役場の場合は、決算の段階で、費目を書いて、決算の摘要のところへ、何々科目へ充当しますというようなことをやってたんですよ。財政民主主義の観点から、大事な一般財源ですので、やっぱり明らかにするというのが、聞いて答えるんじゃないなくて、情報として記したらどうかなという考え方で聞いてみましたので、よく分かりました、ありがとうございます。

◎塚地委員 質問ってことじゃないですけど。できないわけではないですよ、予備費がどこに充当されたのかっていうことを、決算特別委員会で示すっていうことは可能ですか。

◎徳重総務部長 最終的には、決算の段階にならないと、予備費を充てた項目のうち、どれぐらい使われたかっていうのが分からないので。当然決算の段階になれば、金額まで確定してくることはなるんですけども。それは決算特別委員会の中で、何かお示しさせていただくことができるかと思えます。

◎大石委員長 今、部長からも話がありましたが、あくまで時限的といいますか、この数年のちょっと特別なことだと思いますけど、またぜひ工夫を頂けたらと思います。

以上で質疑を終わります。

これで財政課を終わります。

〈税務課〉

◎大石委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎**阪本税務課長** 税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料により御説明申し上げます。議案補足説明資料の総務部という青いインデックスの中の赤いインデックスで税務課とありますところをお開きください。税務課からは3つの条例議案を提出させていただきます。

まず、高知県税条例等の一部を改正する条例から説明させていただきます。令和4年度税制改正に伴います地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されましたことに伴いまして、県税条例に必要な改正を行いますとともに、令和5年1月からの次期税務システム稼働に合わせまして、導入する手続や機能につきまして、関係する規定の整備を行おうとするものでございます。主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、個人県民税でございますが、住宅ローン控除の適用期限の延長と、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更の2件でございます。住宅ローン控除につきましては現在、所得税で住宅ローンの控除を行い、控除し切れなかった場合には、翌年度の個人県民税から控除できる制度がございます。今般の税制改正により、所得税におきまして、令和7年末までの入居者を対象とするよう、適用期限を延長し、新築住宅等の控除期間を13年間とするような措置が講じられることとなりました。そのため、従来の制度と同様、所得税で控除し切れなかった場合に、個人県民税のほうから、限度額の範囲内で控除できるようにするものでございます。施行日は令和5年1月1日としております。

次に、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更についてでございます。上場株式等に係る配当所得等につきましては、現行制度におきまして、所得税、個人県民税とともに、申告不要、総合課税、申告分離課税の3つの課税方式から選択できるようになっておりまして、それぞれ異なる課税方式の選択が可能となっております。しかしこれまで、金融所得課税につきましては、所得税と個人県民税が一体として課税されるよう、制度設計がなされてきたことや、税負担の公平性の観点などから、所得税と個人県民税の課税方式を、一致させるように変更するものでございます。施行日は令和6年1月1日としております。

次に不動産取得税でございます。不動産取得税の課税に必要とする登記情報につきましては、登記所への調査や市町村からの提供により把握しているところでございますが、都道府県がより効率的に登記情報を把握できるようにするため、令和5年4月より、登記所から都道府県へ登記情報が直接通知されるようになります。これによりまして、不動産の登記が行われた場合、県は登記所からの通知により、不動産の取得の事実の把握が可能となりますことから、不動産を取得された方が、一定の期間内に登記を行った場合には、不動産の取得の事実に係る県への申告は不要としようとするものでございます。施行日は令和5年4月1日としております。

次に自動車税でございます。自動車の新規登録時におけます自動車税環境性能割及び自

自動車税種別割の申告及び納付手続につきまして、令和5年1月からの次期税務システム稼働に合わせまして、地方税共同機構が運用しております自動車税保有関係手続に関するワンストップサービス、OSSと言いますが、そのサービスを導入するようにしております。このOSSの導入によりまして、これらの申告及び納付手続がインターネットを介して行えるようになりますことから、それに係る規定の整備を行おうとするものでございます。施行日は令和5年1月1日としております。

次に、県税事務所長に係る規定の整備でございます。地方税法におきまして、2以上の都道府県に事務所を有する法人につきましては、その法人の課税情報等について、本店を有する都道府県が支店を有する都道府県に通知しなければならないこととなっております。その通知につきまして、令和5年1月からの次期税務システム稼働に合わせまして、地方税共同機構が運用しておりますeLTAX、地方税ポータルシステムでございますが、そのeLTAXを利用した地方公共団体からの通知を電子データで送付する機能を導入するようにしております。この機能の導入によりまして、県税事務所から電子データで直接関係都道府県に通知することが可能となりますことから、知事の権限としておりました、関係都道府県に通知を行う権限につきまして、賦課徴収権限を持つ県税事務所長の権限において可能にする規定の整備を行おうとするものでございます。施行日は令和5年1月1日としております。

次のページをお願いします。半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正につきましては、関係する省令の改正に伴いまして、これらの条例の中で、引用しております租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の引用している箇所の項の番号にずれが生じたことから、この部分の改正をお願いするものでございます。条例の内容については変更はございません。施行は公布の日からとしております。

次に、高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方活力向上地域におきまして、知事が認定を行いました地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、事務所や研究所等の設備の新設または増設を行った事業者に対しまして、現在、事業税及び不動産取得税の課税免除や不均一課税を行っております。今回関係する省令の改正によりまして、適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されますとともに、課税免除等の対象となります施設の設置期限も、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から3年を経過する日までと、1年間延長されましたことから、県税の課税免除等の適用期限も同様に延長するものでございます。適用は、本年4月1日に遡及することとしております。

次のページをお願いいたします。続きまして、高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御報告をさせていただきます。地方税等の一部を改正する法律が令和4

年3月31日に公布されましたことに伴いまして、必要となる県税条例の改正について、本年4月1日に施行しなければ、税率の変更や特例措置の一時的な失効などによって、納税者の影響を及ぼすおそれがあるものにつきまして、3月31日に県税条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。主な改正内容について御説明申し上げます。

まず、(1)法人事業税でございますが、大法人に対する所得割の軽減税率の見直しと、ガス供給業に係る収入金課税の見直しの2件でございます。法人事業税の所得割につきましては、年800万円以下の所得の部分について、軽減税率を設けられておりまして、大法人と呼ばれております資本金が1億円を超えます普通法人、いわゆる外形標準課税対象法人にも適用されておりました。この軽減税率につきましては、創設当初から中小法人の負担軽減を目的とした制度でありますことや、大法人の軽減税率による、負担軽減額が極めて少ないこと、また3以上の都道府県に事務所等を設けている中小法人であっても、軽減税率の適用がないことなど、制度目的や軽減効果、負担の公平性の観点から見直すこととなりましたことから、大法人に対する所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1%とするように改正するものでございます。なお、見直し後の課税方式につきましては、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとなっております。

次に、ガス供給業に係る収入金課税の見直しについてでございます。ガス供給業につきましては、ガス事業法の改正により、令和4年4月1日から、一般ガス導管事業者のうち、一定規模以上の導管をもつ等の要件を満たすものについて、ガス製造事業とガス小売事業との兼業が禁止される導管部門の法的分離が実施されることとなりました。こうした制度的環境の変化を踏まえまして、その導管部門の法的分離の対象となっています法人等が行う製造小売事業に係る課税方式を見直すものでございます。これまで課税方式を収入金課税としておりましたガス供給業のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う特定ガス供給業につきましては、収入割に加えまして、付加価値割及び資本割を組入れた課税方式に、また、特定ガス供給業以外のガス製造業者である一般ガス供給業につきましては、他の一般の事業と同様の課税方式とするよう改正するものでございます。なお見直し後の課税方式につきましては、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとなっておりますが、本県において、対象となります事業者はございません。

次に、(2)不動産取得税につきましては、2件でございます。まず、アにつきましては、新築住宅特例が適用される住宅用土地の取得に係る減額措置の要件につきまして、土地を取得してから住宅を新築するまでの年数要件を2年から3年に緩和する特例措置がありますが、その期限につきまして令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、イにつきましては、新築認定長期優良住宅に係る軽減措置について、新築住宅の

課税標準額から控除される額を最高1,200万円から1,300万円とする特例措置につきまして、令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。以上が、専決処分に係るものでございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎野町副委員長 2ページの3高知県地方活力向上地域における県税の特例云々っていうところなんですけれども、これ県内でいうと、具体的にどういうところが当てはまって、あるいはどういう目的でっていうのをもう1回ちょっとお願いしたいんですが。

◎阪本税務課長 それではまず制度の概要を簡単にお話しさせていただきます。この制度なんですけど、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的といたしまして、地方活力向上地域において、まず本社機能を有する施設を整備する事業を、地域再生計画というものに位置づけします。その事業に関する計画につきまして、知事の認定を受けた事業者に対して、課税の特例等の優遇措置をするものでございます。それで事業の中身としたら、まず、東京23区から地方に本社機能を移転させます、移転型事業というものと、あと地方にあります本社機能を拡大するというものの拡充型事業の2本立てになってます。さきに言いましたその地域再生計画というものは県のほうで策定するものでございますが、高知県におきましては、高知県地域活力向上地域等特定業務施設整備促進事業というものが、平成27年に策定されておまして、そちらのほうに位置づけされたものにつきまして、課税免除及び不均一課税を行うということになっております。先ほど副委員長がおっしゃいました、地域の話ですけども、先ほど言いました地域再生計画の中に、地方活力向上地域というもので定められておまして、移転型事業につきましては、県内各市町村の区域、市町村の中の大字レベルで規定がございまして、それと拡充型につきましては、26市町村の一部区域が指定されておまして、その中で先ほど言いました事業をなすものに対しまして課税免除なり不均一課税をするというような制度でございまして。

◎野町副委員長 これ延長するという事は、要するに地方への本社機能の移転とかあるいはその拡張というのを進めていこうということで、これは産振計画も含めてやってきてるわけですけど、ここ数年といいますか、県内での実績っていうのはどれほどあるのか。

◎阪本税務課長 過去の実績でございまして、移転型事業は残念ながらございませぬ。拡充型事業のほうでいいますと不均一課税が、令和2年度に1件該当があったのみとなっております。

◎野町副委員長 残念な話で、非常に何て言いますか有利なところですので、ここら辺も含めて、また産業振興推進部とも連携しながら、進めていただければと思ったもんですから質問させていただきました。あともう1点。法人事業税に係る軽減税率の部分ですが、これも全国的に、大企業に対する軽減をできるだけ少なくし、しっかりと税収をとというような話の中でこうなってるわけだろうと思っておりますけれども。本県は大企業が非常に少ない

わけですけれども、本県における条例を改正することによる、税収への影響というのは、どれぐらいを見込まれているのか教えていただきたい。

◎**阪本税務課長** 今回の改正に伴います、まず軽減時のこれまでどれぐらい減収しておったのかっていう額なんです。それにつきましては年間、推計97万2,000円が減収となっております。その分が逆の言い方ですが、増収になるということになります。

◎**塚地委員** 関連で質問させていただきますけど、所得区分で今まで、減額をしていたわけですけど、所得区分をされている方に、新たに負担ができるという形にはなりませんよね。400万円以下だと、0.4%が1%に上がるってことになると思うんで、そこは負担増になるんだと思うんですけど。外形標準課税の対象法人ということなので、それは資本金は一緒なんですけど、別の会社っていうところの所得っていう考え方になるんですか。合体した所得っていうことなんですかね。要するに資本金1億円超えの法人だと、税率を一律にしますよってことになりましたってことですよ。

◎**阪本税務課長** そうです。今回改正しようとしてるのは、800万円以下の金額の部分でして、その部分についてのみでございます。質問と違うか分かりませんが、全体の対象となる税額から言うたら、その部分の段階的に税率が上がっていくような形のイメージになるかと思えます。

◎**上田（周）委員** 不動産取得税で、課税標準の特例措置に該当する新築の優良住宅は、県内どれぐらい対象物件がございますか。

◎**阪本税務課長** 対象物件という形ではよう押さえてないんですが、今回長期認定優良住宅に係る軽減措置で、先ほど言いました、1,200万円から1,300万円に額が増額される、その対象の部分だけの数字でしたらお答えできるんですけど。令和2年度の実績になりますが、140件該当するものがございました。

◎**塚地委員** 1ページで御説明いただいた個人県民税のところの、イの部分なんですけど、税負担の公平性の確保っていうお話がありましたが、具体的な中身はどういうことになりますか。

◎**阪本税務課長** これまでが申告不要、総合課税、申告分離課税という課税方式となっております。所得税と個人県民税がばらばらに取れるというお話です。問題になっておったのが、課税方式の選択の仕方によりまして、要は税率が低くなるであるとか、対象となる所得金額に対して、社会保障制度、例えば国保なんかを基にかけられると思うんですけども、そういったものの所得対象金額が、この選び方によって全く異なるような形になるということで、不公平性があるんじゃないかということで今回の見直しになったと聞いております。

◎**大石委員長** 塚地委員の関連と申しますか、阪本課長でちょっと分かるか分からないんですけど、この問題はずっと一本化しないといけないとずっとやってきて、いい改正

だと思っんですけれども。今、退職された方とかが株の配当でいろいろ収入があるとか、そんなことも増えてるのかなという気もするんですけれども。高知県の株式の配当所得の状況、最近の傾向がどうか。これは財政課になるのかもしれませんが。増えてるのか減ってるのかとか、少し傾向が分かれば参考に教えていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

◎**阪本税務課長** 税収の額でお話しさせていただきたいと思っんですけれども。令和2年度と令和3年度を比較した場合の話でございます。先ほど言われました配当割につきましては、令和3年度は対前年比大体70%増になっておりました。株式譲渡にかかわりますものにつきましても80%ぐらいの増ということになっております。

◎**大石委員長** 思いのほか増えてるなっていう気はするんだけど。中身は少し分析されたりとかというのは。

◎**阪本税務課長** 税収を見込むときに分析させていただいておるんですけど。なかなか中身的に分からない部分も結構あるものでございまして。景気とかの影響もあつて、いわゆる貯蓄が増えておったりっていうところでの影響もあるのかも分かりませんが。詳しい分析まではちょっと至っておりません。

◎**大石委員長** ちなみに申告した人数は分かるんですか。

◎**阪本税務課長** 数字を持ち合わせておりませんで申し訳ございません。

◎**徳重総務部長** 件数は少し出せる形のものがあるかないか検討した上で、後ほど提供できる情報を提供させていただきたいと思っんです。

◎**大石委員長** そういった意味では今あるいは2年と3年でしたけど、お構いなかったら5年分ぐらい、どういう傾向かというのを資料いただけたら、ありがたいです。無理のない範囲で。

質疑を終わります。

以上で税務課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎**大石委員長** 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎**小椋市町村振興課長** 当課からは条例議案について御説明をさせていただきます。お手元でございます総務委員会資料、議案補足説明資料の市町村振興課のインデックスのページをお開きください。高知県議会議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明をいたします。

1 改正の目的でございます。公職選挙法施行令が一部改正され国政選挙におけます選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられましたことを考慮いたしまして、県議会議員及び知事の選挙におけます当該経費の

限度額を同様に引き上げようとするものでございます。公職選挙法ではお金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が設けられておりまして、国政選挙では、選挙の種別ごとに公職選挙法により項目が指定され、さらに限度額の基準については公職選挙法施行令により定めております。また県議会議員及び知事の選挙につきましても、公職選挙法の規定によりまして、国政選挙の基準額に準じ、条例で定めることで、選挙公営の実施をすることができることとされております。この限度額を定める必要がある項目につきましては、2改正の内容の(1)から(3)の項目のとおり限定をされております。なお国におけます限度額の改正は、3年ごとの参議院議員通常選挙の実施年に検討されることとなっております。今回の改正は、この間の消費税2%増税分などを加味したものとなっております。本年4月6日に施行をされております。説明は以上となります。

◎大石委員長 質疑を行います。

この金額の積算は、基本的にほかの都道府県とも一緒なんですか。高知県独自の金額なんですか。

◎小椋市町村振興課長 公職選挙法施行令で定めておりまして、全国一緒の改正をされるようになっております。

◎大石委員長 そういう意味では、例えば車を走らせない東京でも、高知の中山間でも同じ金額、ガソリン代も違いますけども同じ金額ということですか。

◎小椋市町村振興課長 はいそのとおりです。

◎大石委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎大石委員長 続きまして、総務部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈人事課〉

◎大石委員長 職員の懲戒処分について人事課の説明を求めます。

◎北條人事課長 お手元の総務委員会資料、人事課のインデックスをつけております報告事項の1ページをお願いいたします。部長から総括説明で申し上げましたとおり、6月7日付で、2名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告をいたします。

まず1件目です。処分を受けた職員は文化生活スポーツ部の主査でございます。処分の事由につきまして御説明いたします。

当該職員は、令和3年3月20日土曜日、午後4時50分頃、公務外で、四万十市から家用車で高知市内の自宅へ帰宅するため、幡多郡黒潮町佐賀の国道56号を高知市方面へ進行中、前方左右を注視して進行すべき自動車運転上の注意義務を怠り、センターラインを超

えて自車を対向車線に進出させ、対向進行してきた普通乗用自動車に衝突させ、同車運転手に加療約3か月を要する中心性頸髄損傷等の傷害を負わせ、令和4年1月7日に高知簡易裁判所から、過失運転致傷で罰金50万円の略式命令をされたものです。このことが、交通関連法規に違反する行為であるばかりでなく、県民の県職員に対する信頼や交通安全行政に対する信頼を損なうものであり、その責任は重大でございます。以上のことから、信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、6月7日付で戒告の懲戒処分といたしました。

次に、2件目について御説明いたします。次の2ページをお開きください。処分を受けた職員は、農業振興部の主任でございます。処分の事由につきまして御説明いたします。

当該職員は休暇中の令和3年8月6日金曜日、午後4時44分頃、高知市一宮南町の県道384号の交差点を北進するに当たり、信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま、漫然と交差点に侵入し、同交差点を西進中であつた原動機付自転車と衝突し、同車運転手に全治約2か月間を要する左脛骨高原骨折等の傷害を負わせ、令和4年2月16日に高知簡易裁判所から、過失運転致傷で罰金70万円の略式命令を起こされたものです。このことは、交通関連法規に違反する行為であるばかりでなく、県民の県職員に対する信頼や交通安全行政に対する信頼を損なうものであり、その責任は重大であります。以上のことから、信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、6月7日付で減給10分の2、2か月間の懲戒処分といたしました。

なおこれら2件の処分と同日付で、総務部長通知を發出しまして、交通法規を遵守することはもちろん、常に細心の注意を払い、安全運転の確保と事故の防止に努めるよう、いま一度全職員に対し周知徹底を図ったところでございます。引き続き県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。私からの報告は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

人事課を終わります。

以上で総務部を終わります。

それではここで一旦休憩します。再開は11時10分。

(休憩 11時3分～11時10分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎大石委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、1件御報告をさせていただきたいと思います。

教職員の不祥事についてでございます。事案の内容といたしましては、公立中学校講師が、県内のパチンコ店において、置き忘れと思われる財布の中から現金等を盗み取り、窃盗の容疑で逮捕された事案でございます。当該講師に対しましては、4月28日付で停職の懲戒処分を行いました。なお、当該講師につきましては、同日付で依願退職をしております。

また、既に新聞報道で御存じのことかと思いますが、県立学校におきまして、職員の逮捕事案が3件発生しております。1件目は、高知県立高知工業高等学校教諭が、住居侵入及び窃盗の容疑で逮捕された事案でございます。そして2件目は、3月に高知県立高岡高等学校事務職員が、住居侵入及び窃盗未遂容疑で逮捕された事案でございます。そして3件目は、この5月、高知県立中芸高等学校教諭が、県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された事案でございます。これらの3つの事案につきましては、現在調査中のものでありまして、事実の確認が出来次第、厳正に対処してまいりたいと考えております。

教職員による不祥事の未然防止に向けて、市町村教育委員会や校長会と連携、協力しながら服務に対する研修や、風通しのよい職場づくりの推進など、不祥事の根絶に向けた取組を徹底してまいりました。そのような折に、子供たちに倫理感や社会性を育むためにも、高い規範意識を持つべき教員が、遵法精神の欠如した行為を行ったことは極めて遺憾であります。教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させ、公教育への信頼を大きく損なう不祥事が発生したことを、重く受け止めますとともに、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたこと深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

教育委員会としましては、教職員による不祥事の根絶に向けて、全ての教職員がそれぞれの職責を改めて自覚し、勤務時間内外を問わず、高い倫理感を確立するよう、より一層の取組を進めてまいります。併せて引き続き学校の組織力向上や、風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、中学校教諭の処分事案の詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

それでは議案につきまして説明をさせていただきます。6月定例会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号令和4年度高知県一般会計補正予算と、条例その他議案1件の計2件でございます。

まず令和4年度一般会計補正予算について、説明をさせていただきます。資料ナンバー②令和4年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の62ページでございます。教育

委員会補正予算総括表を御覧いただきたいと思います。

教育委員会所管の補正予算につきましては、物価高騰へ対応するため、県立学校の学校給食について、令和4年度からの値上げ分に対する支援を行う経費として395万4,000円の増額をお願いするものでございます。詳細な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。続きまして、条例その他議案につきましては、第11号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案の1件でございます。教員免許更新制度の解消に伴うものでございまして、詳細な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。次に報告事項につきましては、冒頭に御説明をさせていただきました教職員の不祥事についてのほか、第4次高知県子供読書活動推進計画案について、そして非強制徴収債権の放棄についてでございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料を御覧いただきたいと思います。高知県教科用図書選定審議会を5月と6月に、高知県社会教育委員会を5月にそれぞれ開催をいたしました。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様へ御報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。

◎大石委員長 続きまして所管課の説明を求めます。

〈教職員・福利課〉

◎大石委員長 初めに、教職員福利課の説明を求めます。

◎中平教職員・福利課長 当課からは第11号議案高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきまして、御説明を申し上げます。お手元の総務委員会資料、議案説明資料の青いインデックス、教育委員会の中の教職員・福利課の赤いインデックス、こちらをお願いいたします。

1 条例改正の目的でございます。第11号議案につきましては、このたび教育職員免許法などの一部が改正されまして、教員免許更新制が発展的解消、いわゆる廃止されることを考慮いたしまして、高知県手数料徴収条例から、教員免許更新制に関わる事務につきまして、削除しようとするものでございます。

2 教員免許更新制についてを御覧ください。（1）に書いてございますが、教員免許更新制は平成21年4月から導入をされておりまして、普通免許状と特別免許状に10年の有効期間が設定をされまして、有効期間満了前の2年間におきまして30時間以上の更新講習を受講して、都道府県教育委員会に申請をし、さらに10年間の有効期間を更新するといった制度でございました。

（2）でございますが、他方、教育免許更新制度導入後、近年におきまして社会の変化が早まりまして、オンライン研修の拡大や、平成28年の教育公務員特例法改正によります

研修体系化の進展など、教員の研修を取り巻く環境が大きく変化をしてきたところがございます。このような状況を踏まえまして、令和3年度に文部科学省に設置されております中央教育審議会におきまして、令和の日本型学校教育の実現化に向けた、現職教員研修の充実と教員免許更新制の発展的解消につきまして、審議まとめが示されたところがございます。

(4)でございますが、これを受けまして、今年1月に召集されました国会において、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案が提出をされまして、5月に可決をされております。この中で、教育職員免許法などの一部が改正をされまして、教員免許更新制度が発展的に解消されることによりまして、改正法が施行される7月1日、この時点で有効な教員免許を有する者は、更新講習の受講や都道府県教育委員会への更新手続きが、必要なくなったというものでございます。

これに併せまして、高知県手数料徴収条例におきまして、次の3条例の改正内容に上げております、教員免許更新制に関する事務を条例から削除しようとするものでございます。施行期日につきましては、教員免許法の一部改正の施行日に合わせまして、令和4年7月1日としております。説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 この免許の更新制は導入時から随分いろんな議論もあって、結果として、発展的解消、廃止になるっていうことは、現場の先生方は大変負担軽減っていう点でいうと、歓迎をする声があるんですけども。それはこれまで、更新をされてきた方々っていうのは、大体どれぐらいいるとかそういう実績みたいなものは分かりますか。

◎中平教職員・福利課長 今人数を持ち合わせてございません。

◎塚地委員 中央教育審議会ですらそういう結論になったわけですけど。高知県として、この制度の導入がされたことを、どういうふうに総括するか。国も総括されたと思いますけれども、県としてどんなふうに総括をされたのか、検討は教育委員会の中でされてますか。

◎中平教職員・福利課長 これは国の免許法の改正に伴うもので、県レベルで更新という制度ではございませんでしたので、そういった総括はしていません。

◎塚地委員 現場でどういう効果があったのか、どういう否定的問題があったのかっていうことを現場で把握して、それを文部科学省に上げるというのも現場の仕事ではあると思います。廃止するのは私たちは大歓迎ですけども、どういう問題があったのか、または、現場ではすごい役に立ってたら、それは続けてもらいたいという意見があったら。多分なかったとは思んですけど。文部科学省が決めたんでいい、右ならえという考え方だけでなく、現場でどう総括したかというのは、あってしかるべきじゃないかなと思います。現場からもいろんな意見も出てたと思いますし、もうやめて欲しいと意見も出てたと思うんで、その辺りは検証したらどうでしょうかということ、私の意見で結構でございます。

それで、これからの話になるんですけど、文部科学省は発展的解消で決めましたよということですけど、また、それに代わるものを何かつくろうとしてるわけですよ。そこで、次に新たなものをつくられるときに、総括があって初めて言うべきものを県教委としても持っておくべきなんじゃないかとは思って。ぜひ御検討いただきたいなと思います。

条例改正の内容で記載されている金額については、個人の方がどこに支払った金額になるんですか。

◎中平教職員・福利課長 県に対しまして、収入証紙で、事務手数料を頂いておりました。

◎塚地委員 付随した話になってあれなんですけど。先だって6月3日に、主任手当の支給漏れがあったことで、記者に情報提供をされたと思うんですが。今そのこと自体を問題にしようと思っているわけじゃないんですけど。昨年も、臨時教員の皆さんへのボーナスへの支給漏れがあって、そういうことが立て続けに続いているんで、どういうチェック体制を取られているのか。ただ、主任手当の問題については、いろいろ問題があって、学校現場で、事務職員じゃなくて管理職の副校長とか教頭先生が、その手続をされていると思うんで、そこは事務方は専門家でもないんで、チェックがなかなかで、それは見直さないと、今後また、そういうことが起こってもいけないという思いはあるんですけど。今回のことを受けて、そこら辺をどう考えられてるのか教えてもらいたい。

◎中平教職員・福利課長 昨年と今年と引き続きミスがあったということで、大変御迷惑をおかけしました。今委員がおっしゃるように、学校で処理をするいろいろな手当は教職員だけに限らず、事務方もチェックをしていっております。それでもやっぱり人事異動があったり、不慣れな者がいたりとかということで抜けていくこともあると思いますので、これを契機に、この8月、9月ぐらいをかけて、全事務職員を対象にオンラインで1時間程度の研修をしたいと考えてございます。その中身としましては、それぞれの手当のこれまでのミスをした箇所とか、こういうところを注意しなさいよというような研修をしたいと考えております。

◎塚地委員 それは研修として大いにやっていただきたいと思いますので、改善を要望しておきたいと思います。記者に提供した情報は、主任たちが実質損害を受けてるわけですよ。そういう問題は、報告事項としてあるべきじゃないかと。臨時教員のボーナスの支給漏れにしても、結構大事な問題なんで、確かに事故を起こした不祥事の問題も課題かとは思いますが。そういうことを報告事項にしなくていいんですか。どういうさびわけで報告事項にするものと、しないものかを決めるのかというのは、そこら辺りはどうですか。

◎長岡教育長 基本的には、いわゆる法令違反等を行い懲戒処分を行ったものについては、きちっと報告しないとイケないと考えております。そのほか、例えば今回、説明をさせていただくような、教育委員会としての計画、そしてそれには予算等も伴いますんで、そう

いったものについても御報告をするようにさせていただいております。ただ、今言われました、教職員全体にかかってくるような問題とかについても、報告をするべきだというお話ですので、その点につきましては、少し前向きに検討させていただきたいと思います。

◎塚地委員 知事部局は個人情報が入りましたみたいなどころも含めて、結構詳細に一応議員には連絡が来るようなシステムにはなってるんですね。11名で88万円という結構な損害が、問題が起こったときの教育委員会の公表の在り方っていうのは、透明性を高めるっていう上でも、内部検討が必要かなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

◎長岡教育長 検討させていただきます。

◎野町副委員長 これは課長にお答えを求めるんじゃなくて、教育長になるんだろと思うんですが。関連で。私もですね、御報告を聞いたときに、この教員免許制度の発展的解消ということで、10何年ですか、続けてきた国の制度であるわけで、このことは高知県の教育改革といいますか、チーム学校とかを含めた教員の質の向上なども、影響は非常に小さいものじゃなかったんだろと思うわけで。先ほど課長のお答えの中で、これまでの更新を受けた人数は把握をしてないとか、あるいは、これは国の決めたものですから総括もしてないというお答えは、非常に残念な感じがします。そこで教育長が替わったばかりですけれども、ずっと教育行政に携わってこられて、やはりその人数がどれぐらいであったのか、そしてまた、この制度によって得られた教員の指導の向上も含めた成果、あるいは逆に課題ということを、一定やっぱり総括をして、今のあるいはこれから高知県の教育行政に、しっかり生かしていくということは非常に大事なことであって、非常に参考になる事項なんだろうと思うんですが。そこら辺を、教育長からお答えいただきたい。

◎長岡教育長 まず、人数等について、今日その資料をもって御説明できなかったことについては、お断りをしたいと思います。そして、いわゆる免許更新制度を10年余りやってきたわけですけれども、やはりその中には、効果もあり課題もあったと思います。そのことについては、おっしゃるように例えば校長会とか教職員ともこれから話をし、その中で、何が良かったのか、そして何が課題だったのか、やはり明確にしていけないだろうと思っております。ただ、やはり新しい知識を、そして、より専門性のある方からお聞きするという機会があった。それが、子供たちのあしたからの授業に生かすことができたという意味では、非常に大きな効果もあったと思います。ただ、おっしゃるように、例えば夏休みの期間教員を拘束して、研修に充てるといったようなことは、やはり多忙化に結びついてたという課題もあろうと思います。そういったことを含めて、校長会等あるいは教職員の方々とも、話をし確認をしていきたい、総括をしていきたいと思っています。そして、これからについてですけれども、これからは県教育委員会が、1年間に各教員がどのような研修を行ったのか記録を取って、その記録を基に、今度は服務監督権者である

市町村とか校長先生が、具体的に指導していただくと。もっとこんな研修も受けたらいいねとか、この研修は非常によかったねと。そういうお話を、個々の先生方と、具体的にしていっていただいて、先生方の指導力を伸ばしていただくと、システムが変わってまいります。ただ、どのようなものを記録していくのかといったことについては、現在、国も検討しているところであって、まだ、そのことについては我々も検討して、決めていかないといけないと考えているところです。なお、市町村教育委員会の教育長方とも、この点については、いろいろ意見交換をしているところで、また今後決めていかなきゃいけないと考えております。

◎野町副委員長 私が述べるまでの話じゃないと思いますけど、やっぱりこれまでも、そしてこれからもチーム学校とかあるいは授業の縦割りであったりとか、あるいは働き方改革も含めて、部活の地域移行といったこと等もやりながら、教員の負担感を少なくする、あるいは資質の向上をしっかりやっていくということも、取り組んでおられますし、また今回は約10年で更新ということでしたけれども、中堅の先生あるいはベテランの先生の役割というのも、どんどん入れ替わりが多くなって、若手が増える中で非常に重要な部分だろうと思うんですよ。逆に、ICT活用であったり、GIGAスクール構想の部分では、どちらかという若い教員のほうが活躍できる場面も、どんどん増えてきてることも考えますと、この制度を云々ということではなくて、どちらかという、これまで県教育委員会が中心になって取り組んでこられた独自のといいますか、いわゆる人材育成のプログラムをしっかり充実させて、逆に国に政策提言をしていくぐらいの、そういう思いがあってもいいんじゃないかなと思ってまして。そういう意味も含めて、前段に戻りますけれども、やっぱり今回の制度の部分の総括は、私は大事なことと改めて思うところです。それもぜひ御検討いただきたいと。

◎長岡教育長 県教育委員会が行っております特に研修については、毎年見直していかに充実していくのか。単に量を増やすということではなくて、内容の質も量も含めて、見直しをして、良いものにつきましたは、オンライン等を使って実施するような研修も増えてきておりますので、そういったことについては、文部科学省に限らず国に提言をしていきたいと思っております。併せて、先日も全国の教育長会と文部科学省の話合いもありまして、どういった記録を残したらいいのかというようなことも進めていますので、おっしゃっていただいたように、高知県として非常によかったものについては、文部科学省にも届けていきたいと思っております。

◎野町副委員長 先日、県立あるいは高知市立の学校を出先調査で回らせていただいたんですけど、私たちが学生だった頃からいうと、いろんな工夫があったり随分いろんな意味で変わってるなというところもありまして、先生方の御苦勞もすごく感じたところでありますので、ぜひいろんな意味で、研修も含めて高知県の言葉での教育が、どんどん前に進

むように、ぜひ工夫をしていただければと改めて思います。よろしく申し上げます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で教職員・福利課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎大石委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎濱田特別支援教育課長 資料ナンバー②、令和4年6月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の63ページをお開きください。6月補正予算の歳入についてでございます。科目欄の上から3つ目の12教育費補助金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして289万2,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、次の歳出の際に御説明いたします。次の64ページを御覧ください。

6月補正予算の歳出についてでございます。科目欄の上から3つ目の3特別支援教育費についてでございます。これは、国のコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策の中の学校給食等の負担軽減等に対応するため、物価高騰等に伴う給食費の値上げに対する保護者の費用負担の軽減を図る経費としまして289万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどの歳入で御説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。特別支援教育課からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 もうちょっと詳しく教えてもらえたらなと思ひまして。対象の生徒人数、現状幾ら負担で、その上に負担増になるのが幾らで、何人分で積算されたものか、詳しい内容を教えていただけないでしょうか。

◎濱田特別支援教育課長 令和4年度、幼稚部小学部で314円から320円に、6円の値上げを行いました。中学部高等部で326円から360円、34円の値上げをしております。人数につきましては552人です。大体、1食当たりの平均で26円上がりまして、1年間に200回となりますので、552人を掛けまして、289万2,000円となります。

◎塚地委員 コロナ禍での物価高ということで、それを保護者に負担させないという考え方で支出で大歓迎なので、ぜひやっていただきたいと思ひますけど、単年度で終わらない可能性が大きいじゃないですか。そうすると、今後の見通しとしてはどうなるのか、次になってみないと分からないかもしれないですけど、そんな検討はされてますか。

◎濱田特別支援教育課長 特別支援教育課としましては、大体4、5年ごとに、物価上昇に対しまして見直しを行っております。令和4年度の単価は、過去5年間の物価上昇指数を加味しまして改定しておりますことから、市場価格に対しても適正なものになっていると考えております。急激な物価上昇などによる学校現場からの協議等がない限り、来年度以降についても、令和4年度の食費単価とする見込みでございます。

◎塚地委員 つまり、小中だと来年度の保護者負担は314円のままいくということですか。

◎濱田特別支援教育課長 保護者負担につきましては今年度値上げをしている320円のまままでいく予定です。今年度は、その値上がり分を国費を活用してと思っております。

◎塚地委員 来年度からは、値上がり分にコロナ禍の交付金の支援はなくなっちゃうっていう意味ですかね。

◎濱田特別支援教育課長 はい。そう予定しております。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で特別支援教育課を終わります。

〈保健体育課〉

◎大石委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 保健体育課の補正予算について説明させていただきます。資料番号

②高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の65ページをお願いいたします。今回の補正予算は、今般の物価高騰への対応として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、定時制の県立高等学校6校で、夜間学校給食を利用している生徒に対し、県からの食材費を増額することにより、給食の質の低下防止や、保護者等の費用負担軽減を図るものでございます。保健体育課の説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

（なし）

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

それではここで昼食のため休憩といたします。再開は、午後1時10分といたします。

（昼食のため休憩 11時43分～13時07分）

◎大石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

御報告いたします。午前中の委員会におきまして、塚地委員から教職員・福利課に対する質疑にありました、教員免許の更新実績について資料の提出がありましたので、各委員の皆様にお配りをしておりますのでよろしくお願いいたします。

《報告事項》

◎大石委員長 それでは、続きまして教育委員会から、3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますのでこれを受けるといたします。

〈小中学校課〉

◎大石委員長 まず、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎今城小中学校課長 それでは、総務委員会資料、報告事項の小中学校課、赤色のインデックスをお開きください。教員の不祥事が発生しまして、大変申し訳ございません。4月末に処分を行いました事案につきまして、御説明させていただきます。

窃盗の容疑により逮捕された高知市立西部中学校講師、戸梶智康、男性29歳に対しまして、令和4年4月29日から令和4年9月30日まで停職とする懲戒処分を行ったものでございます。

概要につきまして御説明をさせていただきます。高知市立西部中学校講師、戸梶智康。これ以降、同講師と申し上げたいと思います。令和4年3月26日土曜の午後4時頃、自家用車でパチンコ店に行きました。同日午後6時頃に、同講師は同店内で遊戯している途中、遊戯台の上部に置かれていた黒っぽい長財布を見つけました。同講師は、長財布の中に現金などが入っているか気になり、長財布を手にとって自身の肩かけかばんの中に入れました。その後同講師は、同店の駐車場に駐車している自家用車へ行き、長財布の中身を確認しました。長財布の中には、一万円札1枚と、900円の硬貨、換金用レシート1万8,000円分とカード類が入っており、同講師は、現金1万900円と、換金用レシートを盗み取りました。その日の夜に同講師は、その長財布を道で拾った落とし物として、自宅近くの交番に届けました。その後同年4月13日水曜日に、同講師は窃盗の容疑で逮捕されたものでございます。なお、同講師から退職願が提出されましたため、4月28日付で退職してございます。以上が事案の概要となります。県教育委員会といたしましては、教職員による不祥事の根絶に向けまして、全ての教職員が、職責の重要性を改めて自覚するとともに、高い倫理感の確立を目指しまして、より一層の研修の充実や、風通しのよい職場づくりに努めまして、一丸となって職制、職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。以上で説明を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 講師ということは、臨時の先生だったってことですか。

◎今城小中学校課長 はいそのとおりです。臨時の教員となります。

◎塚地委員 何年目かの臨時の先生ですか。

◎今城小中学校課長 同講師は、平成29年度から5年間、5校勤務をしております。

◎塚地委員 教科としては何を教えてらっしゃるんですか。

◎今城小中学校課長 社会科を担当してございました。

◎塚地委員 事件の発表があつて、学校の生徒たちの受け止めがちょっと心配なんですけど、そこら辺り、学校はどんな状況やったんでしょうか。

◎今城小中学校課長 同講師でございますけれども、授業におきまして生徒と関わったのは3日間でございます。各クラス1時間程度、また部活動でも関わった生徒はおるよう聞いております。しかしながらこの事案を受けまして、この学校に限らずですけれども、

それぞれの教育委員会を通じて、または学校長から不祥事根絶に向けてということは、指導とまたは生徒に対しても話等をしておるところでございます。

◎塚地委員 5年間で5校ということは、すぐに学校を替わられてるんで、臨時の先生の資質みたいなものを、学校が判断するのは難しかったのかなと思いますけど。ちょっと状況からすると、そういうことが管理職の中で事前に、ここまで行かない間に何か察知できなかったのかなっていうのはあるんですけど、そういう状況は聞いてないですか。

◎今城小中学校課長 そうですね、状況につきましてどうかということはなかなか把握しかねるところではございますけれども、毎年度臨時講師に就く際には、教員の服務について話をしております。また、この講師につきましては、年度末でございましたので、その年度の学校長によりますと、年度初めに全教員に対しまして、服務の規律とか不祥事の根絶について、研修はしておるといふふうに聞いてございます。

◎塚地委員 先生の資質を管理職の皆さんに見抜いていただくことが難しいかもしれないんですけど。今本当に臨時の先生も少なく、臨時の先生がおったら飛びつかないといけないような状況があって、そういうところは教育行政全体の問題として見ていかないですね。やっぱり先生が不足していることの裏返しでもあるのかなと心配するので。今後、今回を教訓に、先生方、臨時の先生であっても一人一人きちんと見ていただけるように、お願いしておきたいと思います。

◎今城小中学校課長 御指摘ありがとうございます。教育行政全体としましても、そういったことに努めてまいりたいと考えておりますし、また学校におきましても今チーム学校ということで、臨時講師も含めまして、教員の授業力の向上ですとか、生徒指導力の向上等に努めておるところでございますので、なお一層、これからも教育大綱にもございますので、推進してまいりたいと思います。

◎大石委員長 関連ですけれども、これに限らず、若い世代の職員の不祥事が非常に目立つわけですけれども。そもそも採用のときに問題はなかったのか、採用の在り方とかも含めて議論をしているのかどうか伺いたい。もう一つは、塚地委員からいろいろお話ありましたけれども、大体こういうのはヒヤリハットといいますか、パチンコしてる人はみんなそうとは限りませんが、例えば同僚にお金を貸してくれとか、お金に困っている様子があったとか、ここにつながるまでの間に何か問題行動といいますか、少し心配なことなどは、把握されてたりしたことはないのか伺いたいと思います。

◎長岡教育長 教員の採用については、現在、大阪での試験も含めて採用試験を実施しています。一人一人をできるだけ詳しく見たいということで、特に2次試験からは、校長であつたり保護者の方、行政の方など複数の目で、できるだけ多角的にその人材を見抜いていこうと努力しているところでございます。ただ、おっしゃったように、底の底まで見れているのか、どうなのかっていうことについては、なかなか言い切れないところもありま

すので、採用試験のやり方については、教育委員会の中でも見極めていきたい、検討していきたいと思います。そして、講師、あるいは教諭に問題行動はなかったのか、何か気になる点はなかったのかということですが、別々の事例にはなってくるんですけども、例えば発生があった後に、ちょっとおかしかったということを知ることがあります。それで、それについてどうしてももう少し早く報告をしてもらえなかったのかと、いうようなことを教育委員会、市町村教育委員会等と話をすることありますけれども、なかなか学校から校長から、教育委員会に上がってこないということは確かにあります。我々としても処分をするのが目的ではありませんので、やはりもう少し情報がきちんと上がってくるように、これからも市町村、あるいは校長会に働きかけていきたいと思います。

◎大石委員長 なかなか難しいかもしれませんが、ふだんからやはり生活態度に必ず何かあったと思うんですね。だからそういう意味では、より注意いただけたらと思います。あと、この土曜日の午後4時というのは、先ほど部活動の指導もされてるという話もありましたけれども、そういうものには影響のない完全に休暇中の時間帯だったということでしょうか。

◎今城小中学校課長 その当日のことですけれども、完全に学校とは違う休暇でございます。

◎大石委員長 以上で質疑を終わります。

以上で小中学校課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎大石委員長 それでは次に、第四次高知県子ども読書活動推進計画案について生涯学習課の説明を求めます。

◎原生涯学習課長 教育委員会報告事項の資料の青いインデックスの下の赤いインデックス、生涯学習課の1ページをお開きください。第四次高知県子ども読書活動推進計画案について報告をさせていただきます。

高知県子ども読書活動推進計画は、右上にございます、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、資料左になりますが、高知県子ども読書活動推進計画策定の趣旨にございますように、全ての子どもが豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力や生きる力を養うことを目的として、県内の子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組などを示したものです。このたび、別添になりますが、こちらの冊子を取りまとめた第四次高知県子ども読書活動推進計画案となりますが、この34、35ページに少し記載をしておりますが、昨年2月から今年まで5回にわたり、策定委員会で検討をしております。それを経まして、今年度から令和8年度までの計画として、第四次計画案として取りまとめたものでございます。再び資料の1ページのほうにお戻りください。

一番左一番下の欄の上のほうにございますが、県ではこれまで、第一次から第三次まで

の計画を策定して、取組を進めてまいりました。その下のほうに、今回の第四次計画の策定に当たって行いました第三次計画の検証では、左端の列の真ん中から下のほうになりますが、第三次計画、主な目標等の達成状況でございますように、一番上の2重丸読み聞かせ運動に参加の保育所・幼稚園等の割合は、目標を大きく上回ります85.1%となるなど一定の成果が見えました一方で、下から2つ目のところの黒い四角になりますが、学校以外で、ふだん全く読書をしない小学生、中学生の割合は、当然低くしていく必要がございますが、小中学生のいずれも目標に届いていないという状況でございます。こちらに記載しておりますのは指標の一部になりますが、その右の見てきた課題と考察に記載しておりますが、学校や保育所、幼稚園等での、教員や保育者が関わる取組につきましては推進されてきたものの、子供たちの日常的な読書の時間の増加には、なかなかつながっていないという状況が見えてまいりました。その下に具体的な考察とありますが、子供たちがやはり自主的、主体的に読書を楽しんだりするきっかけは十分でない、また地域によっては、読みたい本がありましても、すぐ手に取れる環境にないのではないかなどの意見を頂いております。こうした検証・考察に基づきまして、その右に、これからの取組の方向性としまして、上から、仲間との読書活動や、自分に合った方法で読書を楽しむこと、その次が、どこに住んでいても読みたい本にアクセスできる環境づくり、ICT機器等の活用、人材育成と地域の連携を取組の方向性として、取りまとめを行いました。これらの方向性に基づきまして右半分に、第四次計画案という形で取りまとめております。

まず、第四次計画案のタイトルのすぐ下に、計画のポイントということで3点示しております。上の2つはこれまでの説明と重複しますが、1つ目が子供たちの読書への興味・関心を持つきっかけを増やすこと。次に、読みたい本をすぐに手に取ることができる機会を増やすことを掲げております。3つ目に、読書に対する考え方や手段の幅を広げるとあります。これは、ICT技術の進展、普及に伴いまして、電子書籍が普及しております。それとともに、視覚等に障害のある子供たちが、音声を聞きながら文字を見ることができるマルチメディアDAISYといった、新たな読書手段が出てきております。また、読書を一般的にイメージされます物語を読むということだけでなく、学習参考書ですとか、広く漫画、図鑑など、幅広く情報を読み取ることなどを含めまして、図書読書活動としまして、今回の計画では明記し、推進することとしたいと考えております。

その下、基本目標1意欲的に読書を楽しむ子どもを育てるとありますが、その下の白丸で記載しているのが取組方針となります。基本目標1では、子供の年齢や発達・特性に応じた読書活動を推進することとしまして、具体的取組としましてそこに掲げておりますが、乳幼児期のブックスタート事業等による本と出会う場づくりの普及・促進ですとか、友人仲間などと本の魅力を語り合い、投票によって競い合うビブリオバトルという取組がございますが、そちらをはじめとしましたイベント実施等に取り組みたいと考えております。

基本目標2では、取組方針として、学校教育における図書や様々な情報資源を活用した学習を推進することとしまして、例えば特別支援学校における読書環境の整備ですとか、生徒が使用します1人1台タブレット端末で、現在、オーテピア高知図書館が、電子図書の閲覧サービスを提供しております高知県電子図書館がございますが、そちらの利用ができるように取り組んでいきます。基本目標3では、取組方針の1つ目読書活動を推進する人材の育成としまして、保育所、幼稚園等において、子供が興味関心を持てるような配置などの環境づくりについて、保育園でも保育所の指導計画に盛り込むなどといったことや、その下にございます読書ボランティアの養成等に取り組んでいきます。また、白丸の2つ目、取組方針として、地域や人とのつながりを深める読書活動を推進するため、地域学校協働本部の活動におけます読み聞かせを行っている本部もございますので、チラシなど地域と連携しました、読書の推進に取り組むたいと考えております。

そしてその下、これらの取組を横断的に支える取組が、平成30年の7月に開館しましたオーテピア高知図書館と連携した読書環境の充実強化ということで取り組むようにしております。具体的には、これも一部になりますが、市町村図書館では、小中高生など10代向け、ここではティーンズ・サービスと書かせていただいておりますが、この実施について十分なノウハウの蓄積が少ない場合もございますことから、オーテピアの司書による10代向けの書籍の紹介ですとか、10代向けの書籍のまとめ貸しなどの支援を行ってまいります。また、現在小中高等学校を通して、探求的な学習が行われるようになってきておりますことから、こうした学習に適しました書籍についての助言や、本の貸出しの支援を行ってまいります。一番下には、一部であります、達成目標を記載させていただいております。

続きまして2ページをお願いいたします。先ほど御説明しました第四次計画について、素案の段階で、2行目になりますが、今年の3月31日から5月6日まで実施しましたパブリックコメントの概要となります。6名の方から11件の御意見を頂いております。これらの御意見を3つに区分して書いております。上から順番に、計画案に反映するものから説明をさせていただきます。まず、一番上にありますが、記載表現に関するものとしまして、右にありますように、地域やボランティアの方々による読書の読み聞かせ等の取組について、自主性が現れる表現を求める御意見でした。最初は、巻き込んだといった行政が主体の書き方になっておりましたので、意見を反映しまして、地域と連携したというふうに見直しをしております。2番目につきましては、今年1月に、国において第6次学校図書館図書整備等5か年計画が策定をされております。この計画は、名前のとおりなんですが、国における学校図書館への図書の配備ですとか、学校司書の配置等に関する計画となっております、市町村等の小中学校において、学校図書館の環境整備等を検討していただく上で、非常に大事で、また参考になるものであるため、その周知を要望する御意見を頂きましたことから、冊子の後ろになりますが後半の資料編に、計画の概要を追加掲載するこ

ととしております。中ほどにある、2つ目の区分につきましては、既に計画に盛り込まれているものです。上段のほうも、司書や学校司書の資質向上に関する御意見、下段の読書環境の整備に関する御意見ともに、右側でございますように、教職員等の学校図書館活用力の向上ですとか、下段にありますように、整備における児童書の全点購入等として既に盛り込んでおります。そして一番下の3つ目の区分は、そのほか今後の取組の中で生かすものとしまして、学校図書館や学校司書の現状把握と、その専門性の周知等に関する御意見を頂いております。右側にありますように、いずれも文部科学省が行っております、学校図書館の現状に関する調査を活用しまして、現状把握をして、今後、そういった調査分析結果などに基きまして、今後の取組に生かすなどしてまいりたいと考えております。この第四次計画につきましては、今年度からの計画となっております。そのため令和3年度中の策定を目指して取り組んでおりましたが、文部科学省の先ほど言いました、学校図書館の現状に関する調査結果から把握しておりました学校司書の配置状況について、市町村により学校司書の解釈に差がございまして、図書館法に規定されてますいわゆる司書等の資格を有していない学校司書について、計上していない、対象とならないと考えていた市町村があるというケースが判明しましたことから、当課で別途調査を行ったことにより、時間を要しましたことから、今回の総務委員会での御説明となったものでございます。本日頂きます御意見を踏まえまして、今後速やかに教育委員会に付議し、計画を策定という形にしてまいりたいと考えております。またこれまで策定委員会においても御意見を頂いておるところでございますが、なかなかやはり周知が十分届いてないという話を常々言われております。計画策定となりました学校司書を含めたこの計画の内容ですとか、オーテピア等が行っております取組について、市町村教育委員会ですとか、学校また県民の皆様にも、周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上となります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎上田（周）委員 配付していただいた冊子の4、5ページを見たら、中学校で読書が好きな子供さんの割合が、平成28、29年度と比べたら、令和元年は減少しているということについて、教育委員会として、要因は分析とか検証されてますか。

◎原生涯学習課長 検証ということは正直できておりませんが、全国的な傾向としまして、令和元年度にかけまして、コロナの影響もあったのか、全体的に少し下がっておる傾向がございまして。あと、これは想像の世界の話ですが、いわゆるスマートフォンなどの普及が影響してるのかなと考えております。

◎上田（周）委員 この推進計画のはじめにというところで、教育長がいろいろ書かれますけど、この中で最後、本県の子供がどこに住んでいても、読みたい本を見つけ云々と。要するに読書環境の整備に取り組んでいくということで結ばれてますが、さきほど周知のお話があって、市町村行政を巻き込んだ、要は、広義の意味で、図書館サイドだけでなく

て、行政そのものにこんなものがあるぞと、推進計画で頑張っていくと、みんなに知らせないと、役場自体が知らないと思うんです。その辺りの取組をどう考えているのか、お聞かせいただきたい。

◎**原生涯学習課長** 冊子の10ページのほうを御覧いただけますか。実は策定検討委員会の中でも、委員の皆様から、そもそも前の第三次計画がどの程度周知されているのかということについて御質問がありまして、書いてありますように昨年の7月に、アンケート調査を行っております。対象を見ていただくと、教育委員会とか図書館、いわゆる関係者の皆さんになりますが、左の円グラフ第三次計画の認知度では、知っているが88%と頂いております。ただ、先ほども御説明したように、オーテピアが協力貸出しという、宅急便での本の貸出しや、移動図書館をやっておりますが、全ての市町村において、十分活用されているかという、まだまだの部分があるのかなと。オーテピアも努力はしておるということは重々承知しておりますので、そういった周知はやってまいりたいと考えております。今までどういった取組しておるかというのにはありますが、オーテピアとも協力しまして、この計画が策定になりましたら、ブロック別で説明会も、考えていかなければならないと、まずは考えておるところでございます。

◎**上田（周）委員** 御答弁にあったように、今後こういう推進計画を広く周知していく、横展開が必要だと思っております。そういう意味で、委員の中には、保育行政に40年関わった方もいらっしゃいます。そういった方の、お話も大事にされて、ぜひ良いものにしていただきたいと思いますが、何かコメントありましたら。

◎**原生涯学習課長** 今回1年以上をかけた第四次の計画案を取りまとめたところですが、計画を策定して終わりじゃなく、PDCAをしっかりと回しながら、これで終わりではなく、先ほど言いました周知であるとか、市町村におけるオーテピアの施策、取組の利用を促進していけるものはどんどん取り組んでいきたいと思っております。あとは、年に1回、子供読書活動推進計画の進捗管理をする委員会も開催しますので、その中で委員の皆様にごチェックいただきながら、PDCAを回しながら進めてまいりたいと考えております。

◎**上田（周）委員** ぜひ県の広報紙のさんSUN高知でPRするとか、そんなことを検討したらどうかと思っております。

◎**塚地委員** 子供の読書活動でいう、子供とは、どこまでをいうのか。

◎**原生涯学習課長** 国におきましても同様の子供の読書活動の推進計画というのをごさいますして、そちらでいきますと基本的に高校生までと捉えておりますので、本県におきましても同様の形で考えております。

◎**塚地委員** 7ページで御説明いただいた、学校司書の配置ですが、やっぱり人が居て本があるというのが基本で、人がいない図書館や図書室では、子供たちの本への接し方が全く違ってきていて、岡山市みたいに、全校にきちんとした専門性を持った司書がおると

ころの読書量というのはすごいんで、そういうところから学んでほしいという話は常々してきていたんですけど、平成28年からいうと令和2年に10ポイント以上学校司書の配置が減っている要因は。

◎**原生涯学習課長** こちらも正確な分析というのはなかなか難しゅうございまして、できておりませんが、本県で考えております要因は、以前は、第三次計画のスタートの時点でいきますと県単独事業での補助によって、先ほど言いました学校司書、いわゆる司書資格がなくても雇用できる形になっておりますので、そういった補助金を活用していた部分があったのですが、そうした補助金を別の事業に移しているということもありますし、もう一つは、先ほど説明させていただきました、国の学校図書館の5か年計画で、学校図書への配備ですとか、学校司書の配置に対して交付税措置がされておりますので、そちらの周知を改めてする必要があるのかなと思っています。市町村においては、財政措置がないからといって付けないのではなくて、国において財政措置、交付税措置があるので、積極的な配置を考えていただくように、先ほどの周知と重なる部分もございしますが、やってまいりたいと考えております。

◎**塚地委員** 県の単独補助をやめたのは、交付税措置されたからなのか。何でやめたんですか。

◎**原生涯学習課長** 今も、補助制度自体はあります。当課の事業ではなくて、教育政策課の事業を活用している事例があって、それを以前活用していた市町村が多かったようですが、現在ではそちらを別の事業に使ったり、移行しているというところがあると思っております。やっぱり一つの市町村にたくさんの事業はいきませんので、使えるものをどこに配分するかということかなと。

◎**合田教育次長（総括）** 制度としては、教育政策課の総合補助金というような形で残しています。その補助金を学校司書の配置に使っていただくのは可能なんですけど、そこを、いざ決めるのは市町村ということで、どのメニューでこの補助金を使うのかと。要は、以前は司書の配置に使っておったけども、今はまた別のメニューを使っている状況があるということの説明させていただいたということでございます。

◎**塚地委員** やっぱり減ってもらっちゃ困る訳です。読書活動推進のある意味、要なので。単純にボランティアに任せていても、やはり本の専門家がいることがすごく大事なので、そこはちょっと、一定の目標も持って引き上げていく対応が、この計画の目玉じゃないかなと思うので。パブリックコメントでも、そういう御意見が出てたようなんですけど、例えば配置目標を定めて、市町村にちゃんと引き上げてくださいよと、言っていくぐらいのことをしないと。本当に大変な予算状況の中で、何に重点を置くかは確かに市町村の判断ではあるんですけど、読書活動を進める肝は何かというときに、県としては必要な姿勢じゃないかなとは思って。配置目標は、この計画の中には入ってないってことですか。

◎**原生涯学習課長** 冊子の30ページを御覧いただきたいと思います。一番下になります。参考値とさせていただきますが、学校司書の配置率ということで掲げさせていただいて、もちろん進捗状況は把握をしていく必要があるだろうと考えておりますが、目標までは定められておりません。また、市町村によっても、小中学校における配置状況を見ますと、やはり文部科学省の調査になりますが、11学級以下の学校でやはり低い傾向がございます。地域の実情もございますので、そういった状況も当課で把握しながら、こういったものが適当かということ。前提としましては、できるだけ学校司書の配置をお願いする部分についても考えてまいりたいと思います。

◎**塚地委員** やっぱり人がいてこそ、図書室、図書館という考え方は大事で。視察に回ったときも、お話があったと思うんですけど、学校図書館支援員が、会計年度の関係もあって、5月に入らないと駄目で、本当に4月当初の新入生が入ってきたときから、司書が活躍できるってように見直してほしいと、どこかから陳情がありましたよね、安芸でしたかね。高知市の学校支援員でも、年度当初から配置がされるようにしてもらいたいですっていうことがあったんですが、それは改善されたんですかね。

◎**原生涯学習課長** ちょっとそこまでは把握できておりません。少し補足が漏れておりましたが、必ず各学校におきまして司書教諭という図書館を担当される先生はおりますので、確かに4月当初から配置できるのが良くはありますが、その間につきましては司書教諭のご負担になるかもしれませんが、一定御対応いただけるのかなと考えておるところでございます。

◎**塚地委員** さっき目標は定めてないとおっしゃってましたけど、その目的意識を持たないと伸びてこないで下がっている状況じゃ駄目なわけで、ぜひ頑張っていたいただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

◎**大石委員長** 関連ですけれど、司書が非常に重要だという認識のもとで、2校に1名程度配置できるぐらいの一応地方財政措置はなされているんですよね。

◎**原生涯学習課長** 国の計算によりますと、小中学校のおおむね1.3校に1名程度の配置ができるという形で地方財政措置、単年度でいきますと243億円になっております。

◎**大石委員長** そういう中で市町村によって濃淡があるということですが、考え方として、今、小・中学校で4割ぐらいで、ずっと1人の人が、一つの学校にベタでいるのか、それとも複数の学校を1人の司書が見るとか、そういうローテーションで全くゼロのところをつくらないという取組は考えられないんでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 制度的なところを少し確認の必要があるかと思いますが、先ほど申しましたように、学級が多いところであれば一定司書の配置がされておりますので、小規模校であれば、そういったことも考えられる可能性もあろうかと思ひます。我々のほうで十分状況が把握できてないところがございますので、そういった状況も把握しながら、そう

いう対応、何ができるかといったことは考えてまいりたいと考えております。

◎大石委員長 ぜひ、百ゼロじゃなくて、やはりゼロのところをつくらないという観点で、取り組んでいただけたらというのと、あともう1点、司書は、資格みたいなものはもちろんないわけですが、司書の皆さんの教育といいますかトレーニングみたいなものはどういうふうにサポートされてるのでしょうか。

◎原生涯学習課長 学校司書に直接ということではないんですが、市町村立の小中学校の学校図書館の支援については、基本的には市町村立の図書館が支援を行うという形になっておりますが、オーテピア高知図書館におきましても、市町村立図書館等の支援としまして、職員の経験年数に応じて、図書館サービス研修などを行っております。そうした中に、学校司書への支援みたいなのところも、何らかの形で盛り込んでいただけるように、話もしていきたいと考えております。

◎大石委員長 そういう能力の向上という意味では、小規模な市町村の司書は、なかなかそういう機会がないかもしれません。これこそ広域で県が支援をしていただくべき領域だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。それから、ボランティアが非常に減少しているということと、世代交代が必要だということで、この計画の中にもありますけれども、これも非常に重要な課題だと思いますが。ボランティアの数が急激に減少してますけど、今の想定でこのままほっておけば、てこ入れをしなければ、今の年齢構成とかも含めて、例えば10年後にどういう状況になるのかという試算はされてますか。

◎原生涯学習課長 今回の第四次計画の取りまとめに当たって検証する中で、そういったところが明らかになったところがございます。当課としましても毎年こどもの図書館に委託をする形で、読書ボランティアの育成をしておるところでございますが、今回こうした結果を踏まえまして、先ほど委員長がおっしゃったように、今後どんどん減少するようなことがあってはならないと思いますので、その辺の目標であるとか推計はなかなかできておりませんが、減少させずに、増加に転じていくように、ボランティアの育成もそうですし、ボランティアの皆様が活躍できる場の改革と言っても、今思いつきませんが、そういったことについても取り組んでまいりたいと考えております。

◎大石委員長 僅か5年ぐらいで、500人以上一気に減少してるわけですが、この数字だけ見れば、それが高齢化によって引退した皆さんが多いのか、あるいはほかの理由もあってできない方が増えたのかとか、数が減った分析はどういうふうにされてますか。

◎原生涯学習課長 分析ということではありませんが、この策定委員会の中にも読書ボランティアの活動をされている委員がおられまして、その方から聞くところだと、実感としてはもともと高齢の方が多かったという背景はあるかと思っております。それでなかなか活動が難しくなっているというところがあるかと考えております。

◎大石委員長 ちなみに、最新の令和2年の約1,359名の年齢構成は分かっていますか。

◎**原生涯学習課長** 申し訳ありません。年齢構成は把握できておりません。

◎**大石委員長** ぜひこういう草の根の活動が続かないと、なかなか広がっていかないと
思いますので、ぜひサポートをお願いできたらと思います。もう1点。これはあくまでも読
書活動の推進ですから、どういった教育をするかということとはちょっと観点が違うとは
思うんですけども、一方でずっと長らく地域教育とか郷土教育をやってきて、これは未就
学児の皆さんの推薦図書はこの中に出てきますけれども、中学生・高校生あたりで、例え
ば郷土のいろんな物語とか、あるいは郷土の偉人の話とか、いろんな分野があろうかと思
いますけれども、こういう郷土を愛するというのはもちろん教育にも、大綱にも触れられ
てるわけで、この辺りとの連携は、この計画の中には基本的に出てこないと思うんですけ
ど、どういう考え方で整理されてるのか、お伺いしたいと思います。

◎**原生涯学習課長** 今明確に整理ができていないわけではございませんが、先日の総務委員
会の出先機関調査でもオーテピアを御視察いただいたと思いますが、そのときにありまし
たようにオーテピアにおいては郷土の図書を集めて、県民の皆様にご覧いただいております
ので、そういった郷土の図書についても、中には貴重な図書で貸出してない部分も
あるかと思いますが、貸出ししておりますというようなPRは、まずはやっていけるんだ
ろうと思います。やはり、まず自分の地域のことを知るのことは大事なことになると思
いますので、そういった観点につきましては、オーテピアの取組の中で、少し対応できないか
ということを考えてまいりたいと思います。

◎**長岡教育長** 今、委員長におっしゃっていただいた郷土等に関する本は、「きっとある
キミの心にひびく本」を、小中学校課が作成しており、その中には郷土について、ある
いは郷土の偉人について、こんな本がありますよと紹介してまして。これは生徒、個々にお
配りをしている状況がございます。ただ、この計画とこれをまたリンクさせるということ
については、今後検討していきたいと思っております。

◎**大石委員長** この子ども読書活動推進計画、非常に重要な計画だと思います。その中で
学校でどうするとかいろんなことがありますけれども。一つ重要な視点は、家庭と親もあ
らうかと思っております。統計を取ってるわけではないですけど、やはり親が読書しなければ子
供もしないですし、子供に読書させたいと親が思っても、どういうふうに子供に読書を薦
めたらいいか分からないとか、こういうこともあろうかと思っておりますが、この計画の中には
家庭でどうするかみたいな視点というのは、余り入ってないように思うんですけれども。
そこをどう考えるのかということと、策定委員の名簿を見ると、家庭教育関係者が2名入っ
てますけれども、恐らくこの2名は非常に読書に親しまれてる、読書エリートみたいな方
だと思うんです。けれど一方で、本当に意見をもらわないといけないのは、自分もなかな
か本を読まないし、子供にどういうふうに読書を薦めていいか分からない親御さんのほう
が本来は圧倒的に多いと思うんですけれども。そういう読書難民家庭という言い方がちょ

っと正しくございませんけれども、そういう皆さんのニーズを取り込んで、いかに人生で一番長く時間を過ごす家庭の中で、読書に親しむ子供たちを増やす体制をつくるのかというのは重要だと思うんですけれども、その観点はそもそもこの計画の中にあるのか、そしてどういうお考えなのか最後に伺いたいと思います。

◎**原生涯学習課長** 冊子の17ページを御覧ください。やはり小中学生の段階で読書活動に取り組めるようになるためには、先ほど委員長がおっしゃったように、幼少期からの取組が必要だと思います。こちらの(1)の①に書いてありますが、ブックスタート等における本と出会う場づくりの普及・促進として、「絵本 おはなし・宝箱」という形で主に絵本を掲載させていただいておりますが、これを全ての市町村、保育所、幼稚園に配布させていただいております。不十分かもしれませんが、こういった取組をきっかけにやはり家庭でも、読書に親しんでもらう機会、また、保護者の方にも、こういった本を参考にしていただいて、本を通じて子供との触れ合いの機会を増やしていただきたいと考えております。結果としてそういったところの表記としては十分できておりませんが、考えないわけではないという説明になります。

◎**大石委員長** 分かりました。親の皆さんの理解は非常に重要だと思いますので、ぜひ幅広い意見も聞いて、また対策を打っていただけたらと思います。

◎**加藤委員** とってもいい計画で、大事なことなんで進めていただきたいと思います。少し議論が重なるところはあるんですけれども、この計画を拝見していると、市町村の方々、教育委員会の方々、学校現場の方々の役割が非常に大きいと思うんです。上田(周)委員から一緒にやっていくような体制をとという話もあったんですけど、やっぱりそこがかなり重要になってくるんじゃないかと思うんですよね。どのように普及というか取組は力を入れていくように考えてますでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 加藤委員のおっしゃるとおりだと考えております。少し説明が重複するかもしれませんが、一つはやはり小中学校における取組も必要になりますし、先ほど委員長のおっしゃった家庭における取組も必要になると考えております。そこで我々としては、先ほど言いましたように、この子ども読書活動計画自体が、図書館関係者や教育委員会の皆様方には一定は周知されていると先ほど申しましたが、この第四次計画につきましては、行政関係者だけでなく、学校の先生方や地域の住民の皆様も含めて知っていただきまして、地域の市町村立の図書館からもオーテピアを利用していただけるような努力も通じまして、より読書活動に皆様積極的に取り組んでいただけるよう、地域の皆様の、市町村の皆様、取組を促してまいりたいと考えております。

◎**加藤委員** どういう体制で推進していくかというところを御説明いただきたいんですけど。例えば、この推進計画の委員は、きっと適任の方々ばかりにやっていただいている、計画をつくるに当たっては非常に御意見を頂けるメンバーじゃないかと思うんですが、そ

の実行を担ってくれる方々の、例えば市町村の首長であったり教育委員会の方であったりとか、校長会とかどういう組織があるか分かりますけど、本当に現場で実行いただける方が委員には入ってないので。要はあんまり関係してないところにつくった計画が、県から情報提供としてあったような感覚になってしまうと、主体的な取組という面ではちょっと欠けてしまうところあるんじゃないかなと、今日の御説明を聞いただけではちょっと懸念もするんですけれども。そういう実行に向けた体制づくりは、何か工夫はされてるんでしょうか。

◎**原生涯学習課長** 冊子の17ページ以降から25ページに、具体的な取組をいろいろ掲げさせていただいておりますが、教育委員会だけでない部分もありますが、それぞれ担当してる課を通じまして、オーテピアも含めて、小中学校の教育委員会であるとか、それぞれの分野でまずは一つ取り組んでいく必要があるのかなと考えております。委員がおっしゃったように、一方的に県から知らされた計画とならないように、やはり主に市町村教育委員会となると思うんですが、我々も訪問などを通じまして、改めて周知いただいて特に今年度、聞くところによると、香美市で新しい図書館を設置するということも進んでおると聞いておりますので、ほかも検討しているところもありますし、そういったことを機会に、また子供の読書活動についても推進いただくように、協力という形になろうかと思っておりますが、またお願いをしていきたいと思っております。

◎**加藤委員** 大体イメージは湧きましたけれども、オーテピアは、この取組の結構肝になってくる拠点だと思うんですけど、例えば郡部だとオーテピアは行ったこともないし、オーテピアの認知度もそんなに高い状況ではない可能性もあるので。そもそも自治体に本屋のない、あるいは図書館の規模が非常に小さくて、日常的になかなか利用が進んでないような状況とか、要は、オーテピアから近いところと、遠いところとそれぞれ課題があると思うんですよね。なのでそういう声も聞きながら、ぜひ進めていただきたいし、やっぱりそういう声を聞く中で、オーテピアに対する要望とか期待なんかも上がってくると思うので、実態の協力を得る意味でも、県下全域の動きになるような工夫をしていただきたいと思っておりますので、これはもう要望で結構ですんで、よろしく願いいたします。

◎**上田（周）委員** 委員からいろいろ出ましたけど、最後に長岡教育長から、それを受けて、ビシッといくよということをちょっと頂きたい。

◎**長岡教育長** 今日御意見をいろいろ頂きまして、確かにこれを効果のあるものにしていかないといけない。そのためには、このものを県民皆さんのものにしていかないといけない。そのためには、これができたからこのとおりお願いしますっていうことではなくて、これをもとに、各市町村に話をして賛同いただいて、県全体でこれをやっていこうというものにしていかないといけないと思っておりますので、足を運んで皆さんとお話をしていきたいと考えます。

◎大石委員長 お話いただいた後であれなんですけど。上田（周）委員から今お話があってこれから頑張られるということで、加藤委員からも、塚地委員からも皆さんからお話があって、本当に市町村とかあるいは家庭とか、いろんな人に協力をしてもらわないといけないという前提があると思うんですけれども、その中でこの計画自体の前提が、私たちも読書というのはいいものだという感覚が何となくあるから、なるほどと思ってるんですけども、一方で、例えば司書を配置しているところ、あるいは読書の習慣がある地域や学校で、子供の学力とか不登校の状況とか、そういうものの関連性、読書がいいものだというのが数値的に実証されてるとか裏づけがもしあれば、さらに協力してもらえる根拠になるんじゃないかと思うんですけれども、教育委員会の中でいろんなアンケートを取られてますけれども、そことの関連性なんかをくっつけてとか、分析をやられたりしたことはございますか。

◎長岡教育長 直接、県教育委員会がそのような、アンケート調査とか分析調査を行ったのは、僕の記憶の中ではないんですけれども。例えば、全国学力学習状況調査の設問の中には、やはり読書をする人たちと学力の相関関係があるとか、そういったものがあったと記憶をしております。ですので、そういう国のデータも含め、個々具体の読書との関連性を含めたデータを集めて、そういったものも持って、いろいろな地域を回っていきたくて考えております。

◎大石委員長 読書は、あくまで長期的な人間形成ですから短期的にははかれないと思うけれど、一方で、効果があるという根拠があれば、関わってくれる人も増えるんじゃないかと思しますので、ぜひいろいろ御検討いただけたらと思います。

これで質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎大石委員長 それでは次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 令和3年度に、高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので、その御報告をさせていただきます。資料の報告事項の赤色のインデックス、人権教育・児童生徒課の1ページをお開きください。

令和3年度に債権放棄を行いました。債権の一覧でございます。高知県同和奨学資金給付金の戻入金に係る債権が3件、高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権が14件、及び高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権が9件、合計26件の放棄を行いました。

資料2ページの1制度の概要及び2制度の変遷を御覧ください。本制度は同和問題を背景といたしまして、高等学校や大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により

就学が困難な方に対する支援措置といたしまして昭和33年度から開始をされました。その後根拠法令の変遷とともに、制度も貸与から給付、再び貸与などと変更されてきました。地対財特法の失効により、平成13年度末をもって制度が終了しております。経過措置を経て、平成18年度で全ての貸与が終了しており、現在は債権の管理回収業務のみを行っております。

3 債権整理に向けた取組を御覧ください。(1) 高知県債権管理条例の制定については、平成29年4月1日から条例が施行されまして、一定の要件のもとで、債権放棄が可能となっております。

資料3 ページを御覧ください。今回の債権放棄は、条例第14条第2項の第1号の下線部分に規定されている要件に基づき行ったものでございます。また債権放棄は、年度末に一括して行い、6月議会に報告することとなっております。

次に、(2) 全庁的な取組でございますが、時効期間が経過している債権について全庁的に債権管理に取り組んでいくことになっております。

4 令和3年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。今回、放棄を行った債権は、自主退学等の理由により、制度の要件に非該当となったため、既に貸与給付済みの奨学資金の一部について、戻入の必要が生じたものでございます。債権放棄の検討に当たり、債務者の所在調査を行い、所在が判明した主債務者や連帯保証人に対し、文書や電話による催告等の回収努力を行いましたけれども、返済がなされませんでした。これらの債権は既に、消滅時効期間が満了していること、債権額が少額であること等から、県条例に基づく債権放棄案件として、税外未収金対策幹事会債権管理推進部会に報告を行いました。同部会で審査の結果、条例第14条第2項第1号に規定する要件を満たすことが確認されましたので、令和4年3月31日付で債権放棄を行い、5月23日付で不納欠損処理を行ったものでございます。

5 未収金債権の削減に向けた今後の取組を御覧ください。今後につきましても引き続き、文書や電話による納付指導等や弁護士委託による未収金債権の回収強化など、未収金債権の削減には取り組んでいきたいと思っております。以上で説明を終わります。

◎大石委員長 質疑を行います。

この昭和33年から最後のところまで、総額どれぐらい貸し付けて、回収はどれぐらいでしょうか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 全体像といたしまして、全ての債権を合わせますと、80億円ぐらいの貸付けがあります。その中で、現状返済額は約17%です。免除申請もございまして、75%が免除となっております。未収金額としましてはその中の5%が未収金額として残っておるところでございます。また、これから時効が到来するものが2%ほどございます。

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

以上で、議案についての審査は全て終了いたします。

(執行部退席)

◎大石委員長 それでは、次に意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書案が、県民の会、日本共産党から提出されておりますのでお手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 自民党は不一致でございます。理由としては、様々ありますけど3番の任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入ということで、新しい制度をつくっていくということになると思うんですけども。正職員に近いイメージなのかなとは思いますが、新しい制度をつくったとしても、会計年度任用職員とは別の制度になると思うので、それはそれでまた採用とか、そういう話になってくる可能性もあるのかなと思いつつ。ちょっとイメージがわからないというのもあるんですけども、全体的に趣旨が賛同できないなということでございます。

◎ 3項目を削除したらかまんどか、そういうことでもない。

◎ そうですね3項目が一番意見の一致を見ないところだと思うんですけども。例えば2項目も必要な財源確保について特段の配慮という表現になってますけど、財源がないから待遇が改善されていないというわけじゃなくて、やっぱり制度の問題だと思うので、やっぱり文章全体的に、整合性の取れてないところがあるように我々は考えております。

◎大石委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地方財政の充実強化に関する意見書が、県民の会、日本共産党から提出されておりますのでお手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 文言調整して、我々も賛成させていただきたいと思っております。

◎大石委員長 それでは正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、実は総務委員会は御案内のとおり、全ての委員会の採決終了後となりますけれども、危機管理文化厚生委員会が、いつ終わるか分からないんですけれども20日中には終わるだろうということですので、余裕を持って21日に採決と取りまとめを行いたいと思います。

それでは、17日金曜日、20日月曜日の委員会は休会とし、21日火曜日の午後1時から採決並びに委員長報告の取りまとめを行いますので、よろしくお願いいたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(14時20分閉会)